

## 1 設備使用料

条例に表示する設備 又は試験名	条例に表示する金額	要領で定める金額 (1台30分につき)	
		施設名又は試験名	金額
1 加工用設備	1台30分につき 50円以上520円以下 の範囲で知事が 定める額	・製材用機械一式	550円
		・丸鋸傾斜昇降盤	160円
		・手押しかな盤	150円
		・自動一面かな盤	230円
		・万能帯鋸盤	230円
		・角のみ盤	230円
		・ベルトサンダー	140円
		・横切機	230円
		・超仕上げかな盤	230円
		・ボール盤	110円
		・ホットプレス	360円
		・ロータリーレース	330円
		・糊付け機	50円
		・ろくろ	110円
		・ハンマーミル	300円
2 乾燥用設備	1台30分につき 10円以上190円以下 の範囲で知事が 定める額	・乾燥機	40円
		・多機能木材乾燥機	210円
		・実大木材高温乾燥装置	230円
		・定温乾燥器(小型)	20円
		・定温乾燥器(中型)	80円
3 計測用設備	1台30分につき 10円以上200円以下 の範囲で知事が 定める額	・万能投影機	90円
		・直示天秤	10円
		・プランメーター	10円
		・ノギス	10円
		・恒温水槽	10円
		・恒温水槽(大型)	40円
		・上皿直示天秤	20円
		・色測色差計	100円
		・表面粗さ測定機	130円
		・マイクロウォッチャー	220円
4 強度試験用設備	1台30分につき 40円以上 2,930円以下 の範囲で 知事が定める額	・強度試験機	980円
		・シャルピー	40円
		・非破壊強度試験機	80円
		・実大木質材料万能試験装置	3,050円
		・面内せん断試験装置	3,230円
5 恒温恒湿用設備	1台30分につき 100円以上250円以下の 範囲で知事が定める額	・恒温恒湿室	280円
		・恒温恒湿器	110円
		・実大恒温恒湿室	190円
6 研修用設備	1台30分につき 70円以上450円以下 の範囲で知事が 定める額	・伐倒練習丸太固定装置	80円
		・風倒木伐採練習装置	360円
		・枝払い練習装置	170円
		・キックバック装置	90円
		・林業用グラップル	500円

※根拠規定: 熊本県林業研究・研修センター条例第4条

※条例に表示する金額には、消費税抜きの金額が表示されています。

※要領で定める金額には、消費税が含まれており、当該金額が使用料としての徴収金額になります。